

「消防署等 LED 化に伴う ESCO 事業」  
公募型プロポーザル選出結果

消防署等 LED 化に伴う ESCO 事業について、公募型プロポーザル方式で、最優秀提案事業者及び優秀提案事業者を、次のとおり選出しました。

1 件名

消防署等 LED 化に伴う ESCO 事業

2 業務内容

本市消防署等の施設照明の LED 化改修と LED 照明の維持管理、光熱水費等の計測・検証及びそれらに基づく省エネルギーと光熱水費削減保証の遂行を内容とする省エネルギーサービスを契約期間中継続的に提供します。

3 最優秀提案事業者

東芝エレベータ株式会社 神奈川支社

4 優秀提案事業者

大和リース株式会社 横浜支社

5 契約時期

令和 5 年 4 月中

6 評価結果

提案者	評価点数 (52 点満点)	順位
東芝エレベータ株式会社 神奈川支社	46.0 点	1
大和リース株式会社 横浜支社	44.1 点	2
C 社	—	辞退
D 社	—	辞退

7 評価項目・評価委員会開催経過等

委員会開催日及び開催場所	令和 4 年 7 月 8 日 14 時 00 分から 16 時 30 分まで 市庁舎 24F-S03
評価委員の出席状況	評価委員 7 人出席 (定足数 7 / 7)
議事内容	提案書の評価、最優秀提案事業者の選出
評価項目	別紙のとおり

8 問い合わせ先

横浜市消防局総務部総務課

電話：045-334-6402

横浜市建築局公共建築部保全推進課

電話：045-671-3996

表1 ESCO事業提案審査評価項目

評価項目	評価対象	評価基準	配点	満点		
事業内容に係ること	使用電力量削減率	使用電力量削減率が高いこと	最も電力量削減率が高い提案	10	10	
			各事業者の電力量削減率を、最も電力量削減率が高い提案を基準の10点とし、以下の式で算出し評価する。 (各事業者提案) / (最も高い提案) × 10	計算		
	ESCOサービス期間	ESCOサービス期間がより短い提案となっていること (月単位)	サービス期間の最長180か月 (15年) から短縮された期間を評価する。最もサービス期間が短縮された提案を10点とし、各事業者を以下の式に当てはめて評価する。 (180-各事業者提案) / (180-最も期間が短い提案) × 10	計算	10	
			サービス期間が15年の提案	0		
	施工計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設運営に配慮した施工計画</li> <li>実施スケジュール及び実施体制</li> <li>品質管理</li> <li>現場条件をふまえた安全管理</li> <li>照明器具の選定</li> </ul>	評価対象に対して、非常に優れている。	8	8	
			評価対象に対して、優れている。	6		
			評価対象に対して、普通である。	4		
			評価対象に対して、やや不足している。	2		
			評価対象に対して、不足している。	0		
	維持管理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス期間中における維持管理</li> <li>設備故障時の対応</li> </ul>	評価対象に対して、非常に優れている。	8	8	
評価対象に対して、優れている。			6			
評価対象に対して、普通である。			4			
評価対象に対して、やや不足している。			2			
評価対象に対して、不足している。			0			
企業の実績、社会性・信頼性	照明LED化の実績	賃貸借事業又はESCO事業において、地方公共団体の公共施設等の照明灯一斉LED化の受注・納入実績があること	2件以上	2	2	
		【対象】事業役割	1件	1		
		【評価基準日】提案書受付期間最終日から過去5年間	なし	0		
	工事成績評定の実績	本市発注工事において登録工種工事 (電気) での工事成績評定点が80点以上の回数。	【対象】建設役割	2件以上	2	2
			【評価基準日】提案書受付期間最終日から過去2年間	1件	1	
			なし	0		
	市内中小企業の活用	本工事における市内中小企業の活用状況を評価します。	市内中小企業の活用目標値が75%以上である。	10	10	
			市内中小企業の活用目標値が50%以上である。	5		
			市内中小企業の活用目標値が25%以上である。	3		
			市内中小企業の活用目標値が25%未満である。	0		
	男女共同参画への取組	男女がともに働きやすい職場づくりに向けた取り組み状況	横浜市政策局による「よこはまグッドバランス賞」又は子育てサポート企業として、厚生労働大臣の認定 (くるみん認定、えるぼし認定) を受けている。	2	2	
			次世代育成支援対策推進法又は女性活躍推進法における一般事業主行動計画の提出義務がない企業が、任意で同計画を届け出ている。	1		
上記以外			0			
各評価項目の満点の合計				52		